宮介第１６３号２
令和７年６月２５日

住宅型有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅　事業者　殿

宮崎市長　清山　知憲
（　公　印　省　略　）

高齢者向け住まい等入居者の適正なサービス提供確保に向けて（注意喚起）

平素より、本市の高齢者福祉の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、高齢者向け住まい運営事業者の皆様には、利用者の皆様が安心して地域での生活を継続できるよう、日々の健康管理や生活支援に日々ご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和６年５月２０日付け宮介第２１３号にて通知しましたとおり、全国的に有料老人ホーム等の高齢者向け住まい（以下「施設」という。）において、不適切な事例が報告されており、本市においても、ケアプラン点検や相談等をいただく中で、不適切と疑われる事例が確認されております。

つきましては、下記及び別添「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におけるケアマネジメント等の考え方」をよくご確認いただき、事業者・法人内等において、利用者の自立支援・重度化防止に資する過不足のない適正なサービス提供の確保と利用者の権利擁護に努めてください。

なお、同様の通知を、居宅介護支援事業所に送付しております。

記

## １　不適切と疑われる事例

本市でのケアプラン点検や相談・通報等の中から、次のような事例が確認されていますので、今一度、貴施設において不適切な対応が行われていないか、確認してください。

利用者の状態に応じて適切なサービスが提供されるには、**「ケアマネジメント」が適切に行われていることが重要**です。利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択及び介護支援専門員による適切なケアマネジメントに基づき、過不足のない適正なサービス提供の確保と利用者の権利擁護に努めてください。

### （１）特定の事業者（同一法人系列のサービス）への利用誘導が疑われる事例

・同一法人や特定のサービス事業者をケアプランに位置付けるよう施設から指示、働きかけがあった。
・施設運営法人が作成した訪問介護計画に沿ってケアプランを作成するよう、施設から指示された。
　従わない場合にケアマネジャーの変更を求められた。
・入居の際に居宅介護支援事業所の変更を求められた。

**［不適切な対応の考え方等］**

介護保険給付は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければなりません。

また、宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針８（10）ロ においても、入居者の介護サービス利用にあたっては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など、特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないことが定められています。また、宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針８（10）イにおいて、近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供することとされています。

入居者の方々には、近隣に設置されている多様な介護サービス事業所の情報提供を積極的に行い、入居者ご自身の意思に基づいたサービス選択を尊重してください。入居契約時および重要事項説明書の説明時にも、この点を明確に伝えるよう徹底をお願いいたします。

**（２）施設運営法人と同一法人の訪問介護を区分支給限度基準額まで使うことを求められ、同一法人以外のサービス（リハビリテーション等）の利用制限が疑われる事例**

・同一法人の訪問介護を限度額いっぱい使うことを前提としていることを施設から言われた。
・リハビリテーションの利用検討時に、介護保険は使わず医療保険を使うよう施設から伝えられた。
・デイサービスには通わせない方針の施設があり、必要であれば施設サービスで対応すると言われた。

**［不適切な対応の考え方等］**

介護保険給付は、介護支援専門員によるケアマネジメントに基づき、利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の意向等を踏まえ、利用者の自立支援及び重度化防止のため真に必要とするサービスをケアプランに位置付け利用することができます。

また、宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針指針８（10）ハ においても、入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないことが定められています。入居者の心身の状態や希望に応じた適切な介護サービスが提供されるよう、施設側の都合でサービスの利用を制限したり、特定のサービス利用を強制したりすることのないようご留意ください。

**（３）施設運営法人のサービスを利用することを約束に、利用料の値引き等が疑われる事例**

・入居時に施設が利用料を値引きする代わりに施設運営法人のサービス利用を促されていたため、リハビリテーションの利用検討に支障が生じた。

**［不適切な対応の考え方等］**

入居契約を行う際に、施設運営法人や特定のサービス利用、本人の状態にかかわらず区分支給限度基準額までサービスを入れることが、入居費用等の値引きや契約条件としている等の行為は、行政上の措置を行う可能性があります。入居者の心身の状態や希望に応じた適切な介護サービスが提供されるよう、施設側の都合でサービスの利用を制限したり、特定のサービス利用を強制したりすることのないようご留意ください。

**（４）利用者の居室でのアセスメントやモニタリングが実施できない、または感染症の発生に関わらず施設側から一律に面会が制限されている事例**

・感染症の発生に関わらず面会制限が行われており、担当ケアマネジャーが、入居期間中一度も利用者の居室に入れなかった。

**［不適切な対応の考え方等］**

施設内での感染症の発生に関わらず、アセスメントやモニタリングが利用者の居室で行われていなかったり、介護支援専門員の面会や面接を一律に制限している事例が見受けられます。

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第７号及び第 14 号に基づき、利用者の居宅を訪問し面接することによってアセスメントやモニタリングを行うことが義務付けられています。また、新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取り扱いは令和５年５月８日には終了しております。利用者の心身の状況や居住環境を適切に把握し、最適なケアプランが作成できるよう、介護支援専門員の訪問・面接にご協力をお願いいたします。また、感染症の流行時期に関わらず面会を全面的に制限する行為も、国通知「高齢者施設における面会について（令和５年５月８日付け老健局長通知）」に照らして適切に対応してください。

## ２　関連通知等

宮崎市ホームページに、高齢者向け住まい等入居者の適正なサービス提供確保に向けて関連する通知等を掲載しておりますので、ご確認ください。

（宮崎市ホームページ）

健康・福祉　＞高齢福祉　＞事業者向け手続き　＞有料老人ホームを開設予定・開設中の事業者の方へ

＞「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におけるケアマネジメント等の考え方」

（文書取扱）宮崎市福祉部介護保険課事業所支援係